

議事要旨(3) 過年度遡及修正に関連する公開草案に対するコメント対応について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）から、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下、「企業会計基準第 24 号」という。）の公表に伴う「四半期財務諸表に関する会計基準」等の改正案（公開草案）に対して寄せられたコメントを踏まえ、最終基準公表へ向けた検討が行われている旨の説明がなされた。さらに、次回委員会（6 月 24 日）において、これらの改正会計基準等の公表議決を予定している旨の補足説明があった。引き続き、前田専門研究員より、公開草案に寄せられたコメント及びその対応案について説明がなされ、質疑応答が行われた。

○本文の記載と結論の背景での記載の違いについて

- ・ ある委員から、第 2 四半期会計期間以降に会計方針の変更を行おうとする場合で「当年度の期首時点においても新たな会計方針を適用することができない場合には、翌年度の期首時点で会計方針の変更を行い、当該期首以前の実行可能な最も古い日から将来にわたり新たな会計方針を適用する。」（会計基準案第 10-3 項）の記載について、首尾一貫性が重視されることには同意するが、会計基準としてはこのような例外的なケースの取り扱いを設けるべきではないため削除すべきとのコメントへの対応案として、本文における記載を削除し結論の背景で示す対応を行っているが、本文に記載することと結論の背景に記載するのではニュアンスが異なると考えるが、その点をどのように考えるのか質問があった。これに対して事務局より、留意的な記述であり、結論の背景での記載のほうが適当であると考えた旨の回答があった。また、企業会計基準第 24 号第 9 項（原則的な取扱いが実務上不可能な場合の取扱い）の(2)で、「期首以前の実行可能な最も古い日から将来にわたり新たな会計方針を適用する」という記載をもとに、当該箇所において四半期での取扱いを示したものであり、全体的な整合性がとれているものと考えている旨の補足説明があった。

以 上